

福岡市公共事業再評価等監視委員会要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は、福岡市公共事業の再評価等実施要領（以下「要領」という。）に基づいて設置する福岡市公共事業再評価等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務、その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 委員会は、要領第3の規定による再評価等実施事業について検討し、要領第7の3の規定による対応方針（事務局案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見を述べることとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、別表－1で組織する。

3 前2条の事務を処理する上で特に必要と認められる場合には、新たに委員を置くことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により、選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、会議の出席について、他の者をもって代理人とすることはできない。

(会議の公開)

第6条 委員会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が審議に含まれる場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とする理由がある場合

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また、同様とする。

(情報管理の徹底)

第8条 委員は、委員会において知り得た情報を適正に管理しなければならない。

2 委員は、業務上作成している内部資料について、持ち出してはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、財政局技術監理部技術企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成11年 1月19日から施行する。

この要綱は、平成19年11月27日に改正し、施行する。

この要綱は、平成20年11月18日に改正し、施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日に改正し、施行する。

この要綱は、平成24年11月 6日に改正し、施行する。

この要綱は、平成25年 9月19日に改正し、施行する。

この要綱は、平成29年 3月31日に改正し、施行する。

この要綱は、平成29年10月 1日に改正し、施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日に改正し、施行する。

この要綱は、令和 元年 5月 1日に改正し、施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日に改正し、施行する。

この要綱は、令和 5年 8月 1日に改正し、施行する。

福岡市公共事業再評価等監視委員会

委 員 名 簿

ありおか 有岡	りつこ 律子	福岡大学経済学部教授
みやざき 宮崎	たけし 毅	九州大学大学院経済学研究院教授
いけぞえ 池添	まさゆき 昌幸	福岡大学工学部教授
しきち 敷地	けんこう 健康	弁護士
そのだ 園田	よしみ 佳巨	九州大学理事・副学長
いの 猪野	たけし 猛	福岡商工会議所事務局長
はぎしま 萩島	あや 理	九州大学大学院総合理工学研究院教授